

意見書案第8号

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月23日

東近江市議会議長

西澤由男様

提出者

東近江市議会 総務常任委員会

委員長 鈴木則彦

衆議院議員選挙制度の抜本的な改革を求める意見書

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画
定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の
削減と、いわゆる「一票の較差」の是正措置が講じられた。

これにより、各都道府県の区域内の選挙区の数を、令和2年以降10年ごとに行われ
る国勢調査の結果に基づきいわゆる「アダムズ方式」により配分されることとなった。

本年6月に、令和2年国勢調査の速報値が公表されたが、その結果に基づく、本
県の衆議院小選挙区選出議員の定数は、1名減となるとされている。

もとより、一票の較差を是正することは重要な課題である。しかしながら、地方創
生の重要性が高まっているにもかかわらず、地方の実情を知る国会議員の比率が低く
なり地方の意見が国政に届きにくくなれば、過疎化、少子高齢化や人口減少といった
課題の解決は遠のき、今後の我が国の行く末に大きな影響を与えることとなる。

したがって、国政選挙においては、単純に人口に比例した定数配分とするのではな
く、地方の意見が十分に反映されるものとなるよう、制度を構築しなければならない。

よって、国会および政府におかれては、衆議院小選挙区選出議員の選挙区改定に向
けた現在の検討を見直し、改めて地方の意見を広く聞きながら十分に議論を重ね、抜
本的な選挙制度改革を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月 日

滋賀県東近江市議会議長 西 澤 由 男

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣